

対馬市告示第95号

令和2年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和2年8月28日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和2年9月8日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
渕上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
波田 政和君	小宮 教義君
齋藤 久光君	初村 久藏君
大浦 孝司君	大部 初幸君
作元 義文君	上野洋次郎君
小川 廣康君	

○9月14日に応招した議員

○9月15日に応招した議員

○9月16日に応招した議員

○9月18日に応招した議員

○9月14日に応招しなかった議員

淵上 清君

○9月15日に応招しなかった議員

黒田 昭雄君

齋藤 久光君

○9月16日に応招しなかった議員

黒田 昭雄君

○9月18日に応招しなかった議員

吉見 優子君

黒田 昭雄君

令和2年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和2年9月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年9月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第8 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第9 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市一般会計補正予算(第5号))
- 日程第10 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市一般会計補正予算(第6号))
- 日程第11 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第12 報告第4号 令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第5号 令和元事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第6号 令和元事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第7号 令和元事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について
- 日程第16 報告第8号 令和元事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第9号 令和元事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況

報告について

- 日程第18 報告第10号 令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第19 報告第11号 令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第20 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第21 認定第1号 令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 令和元年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第6号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第7号 令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第8号 令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第30 議案第63号 令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第64号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第65号 対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第66号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第67号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第68号 対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第69号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第70号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例

- 日程第38 議案第71号 金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第39 議案第72号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第74号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第42 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第43 議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第44 議案第77号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(今里地区)
- 日程第45 議案第78号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(檜滝地区)
- 日程第46 議案第79号 財産取得契約の締結について
- 日程第47 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第48 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第8 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第9 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第10 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第11 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市

一般会計補正予算（第7号）

- 日程第12 報告第4号 令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第5号 令和元事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第6号 令和元事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第7号 令和元事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について
- 日程第16 報告第8号 令和元事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第9号 令和元事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について
- 日程第18 報告第10号 令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第19 報告第11号 令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第20 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第21 認定第1号 令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 令和元年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第6号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第7号 令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第8号 令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第30 議案第63号 令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第64号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第65号 対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第66号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第67号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第68号 対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第69号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第70号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第71号 金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第39 議案第72号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第74号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第42 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第43 議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第44 議案第77号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（今里地区）
- 日程第45 議案第78号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（榎滝地区）
- 日程第46 議案第79号 財産取得契約の締結について
- 日程第47 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第48 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 坂本 充弘君 | 2 番 伊原 徹君 |
| 3 番 長郷 泰二君 | 4 番 春田 新一君 |

5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 渕上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長 (選挙管理委員会事務局書記長)	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君

中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君
代表監査委員	安野堅一郎君

午前10時00分開会

○議長（小川 廣康君） おはようございます。ただいまから、令和2年第3回対馬市議会定例会を開会します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場の換気のため出入り口を開放しての会議を運営することといたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、先日からの台風第9号、第10号により被災された市民の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。なお、公共施設等についても被害が発生しているようでございますので、理事者側におかれましては早急に復旧されるよう最大の努力を望んでおきます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小川 廣康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、小島徳重君及び吉見優子君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（小川 廣康君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から9月18日までの11日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。会期は、本日から9月18日までの11日間に決

定をいたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（小川 廣康君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第2回定例会終了後以降の議長の行動等は配付しております庶務報告のとおりであります。

全国離島振興市町村議会議長会総会等が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延により中止となっております。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（小川 廣康君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許可します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。本日ここに、令和2年第3回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、7月10日未明から降り続いた大雨により増水した川に流されて、お1人の尊い命が失われました。大変残念な事故であり、心から御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々にはお見舞いを申し上げます。

近年は、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でも7月28日から猛烈な雨が断続的に降り続き、翌日の29日には「50年に一度の記録的な大雨」情報が発表されました。その大雨による被害の状況は、床上浸水4棟、床下浸水28棟、道路通行止め4路線、河川護岸崩壊1か所、また台風第9号は9月2日から翌3日にかけて対馬に接近し、被害をもたらしました。9月6日現在の主な被災状況は、人的被害、軽症者1名、住家被害1棟、非住家被害2棟、道路通行止め14か所、水道断水134戸、美津島町の箕形地区、また豊玉町の千尋藻地区でございます。停電、市内全域8,840戸、さらに9月6日から翌7日にかけて襲来した台風第10号は、特別警報級の勢力で接近するとの情報から、今まで避難したことのない市民の方も早めに避難行動を取られていました。そのため、通常開設する9か所の避難所以外にも事前に準備しておりましたが、コロナ禍の中、想定を上回る市民の方が避難され、市内52か所の避難所に777世帯、1,500人の方々が避難されました。

今回の避難所の運営において浮き彫りとなった課題もあり、運営体制について十分な検証が必要であると考えております。

市内各地において暴風による被害が報告されております。被災された市民の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

市といたしましても一日も早い復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

そのような中、本第3回対馬市議会定例会も台風第10号の被害により開会を心配されておりましたが、予定どおり開会されますことを安堵しております。

次に、7月29日に本市で第1例目となる新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。また、8月24日には2例目の感染者が、以降、本日まで9例の感染者が確認されております。感染者情報につきましては、県内においてもSNS等を通じて様々な中傷が飛び交う事例が見受けられます。市民の皆様には不確かな情報により風評被害につながるような不当な差別、いじめなどの人権侵害となる行動は厳に慎み、国や県、市がホームページ等で発信する正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

また、引き続き3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行など、「新しい生活様式」の実践を徹底していただきますようお願いいたします。一人一人の慎重な行動で感染予防、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

それでは、6月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、初めに総務部でございますけれども、特別定額給付金についてでございます。

国内に住所を登録している方、お1人につき10万円が給付される特別定額給付金につきましては、5月12日から申請受付を開始し、8月18日に受付を終了いたしました。7月中旬以降、未申請世帯に対し、申請の再度の通知及びCATVでのお知らせを行い、併せて区長または民生委員にも御協力をいただき、1万4,989世帯、2万9,904人の皆様に給付を完了いたしました。99.8%というふうになっております。

次に、しまづくり推進部でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の施策では補填できない地域の実績に応じた施策に活用するために、地方創生臨時交付金が創設されました。

本市への交付限度額は第1次と第2次と合わせて約8億4,300万円が示され、感染防止及び緊急経済対策として、一般会計予算第2号補正及び第5号補正を合わせて計22事業、6億7,555万円を計上し、対馬島民クーポン券の発行や農林漁業者、商工業者、交通事業者への支援、備蓄品の購入、帰省客特典事業等を実施しているところであります。

本定例会にも追加事業の関係予算を提案しているところでございます。

次に、SDGsの推進についてでございますが、7月17日付、内閣府から「SDGs未来都市」として選定を受け、循環経済を高め、持続可能な島となることを目標とする「対馬市SDGs未来都市計画」を8月に内閣府に提出したところでございます。

計画の主な内容といたしましては、対馬グローバル大学や対馬学フォーラムの開催を通じ、SDGs推進の担い手育成を図るとともに、これらの担い手を連携させる対馬SDGsクラブの立

ち上げを掲げています。

次に、海洋プラスチックごみに関しては、対馬でしか学べない現地体験型・社会貢献型のスタディツアーを実施し、対馬を広く認知していただき、海洋プラスチックごみの回収量の増加、リサイクル利用率の向上を目指しています。

また、バイオマス利用の促進、鹿被害対策の強化、森林整備の推進等により森林生態系の保全改善に努め、森・里・海の連環を図ろうとするものであります。

今後は、市役所組織内にSDGs推進本部を設置し、計画内容をさらにブラッシュアップし、今年度中に対馬市SDGs 2030ビジョン及び対馬市SDGsアクションプランの策定を進めてまいります。

次に、消防本部でございます。

7月3日、熊本県を中心に発生した「令和2年7月豪雨災害」の災害支援のため、消防庁長官の出動指示により緊急消防援助隊長崎県大隊の隊員として7月5日から7月8日まで救急小隊2隊を熊本県八代市へ派遣いたしました。派遣隊員からは、「河川が氾濫し、家屋の倒壊や土砂が堆積するなど悲惨な状況で、その中、救急活動や孤立した高齢者福祉施設の避難者を病院まで輸送する等の救援活動を展開した。」との活動報告を受けております。

なお、この豪雨でお亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈りいたします。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認4件、令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況ほか報告7件、令和元年度一般会計歳入歳出決算ほか各会計の決算の認定案件7件、令和2年度一般会計ほか補正予算案件2件、条例の廃止1件、条例の一部改正9件、条例の制定1件、辺地に係る整備計画1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更2件、契約の締結1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問1件、合わせて39件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本会期中に追加議案として、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて1件、契約の締結2件、財産の無償貸付けについて1件を上程する予定としております。併せて御審議くださいますようお願いいたします。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（小川 廣康君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
1番、坂本充弘総務文教常任委員長。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

令和2年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年7月22日、全委員出席のもと、所管事務調査をいたしました。

まず、対馬市立厳原小学校に集合し、田中校長先生の御案内により、校舎の現状について調査いたしました。

厳原小学校は、昭和38年の建築で、築後57年が経過し、対馬で最も古い校舎であります。校舎は老朽化が著しく、ひびが入っている箇所や2階の軒からコンクリート片が落ちてしているところがあり、児童に危険な状態であることから、調査と対策など今後の対応について協議いたしました。また、外廊下となっているため、設計の古さを痛感しました。体育館は雨漏りにより屋根内側の鉄骨がさびているところが見受けられ、照明が何灯も切れており、つり下げ式のバスケットボール用のゴールについても操作盤が作動せず、使用できない状態でした。この照明の電球交換には足場を組む必要があり、簡単には交換ができないとのことでした。

次に、対馬市交流センター3階第5・6会議室において、教育委員会事務局から阿比留教育部長、八島教育総務課長、扇参事兼課長補佐の出席を求め、「市立小中学校の統合計画と問題点について」と「市立小中学校の改修計画について」説明を受けました。

初めに、市立小中学校の統合計画と問題点について、学校統廃合は様々な要素が絡む困難な問題で、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものである。学校の適正化・適正配置については、行政が一方的に進めるべきものでないことから、保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得る学校づくりの視点を踏まえた丁寧な協議を行い、保護者や地域住民と共通理解を図っているとのことでした。

次に、市立小中学校の改修計画について、対馬市は平成27年度に島内の小中学校の耐震補強工事が完了し、全て耐震基準を満たしている。学校ブロック塀対策については、島内小中学校20校35か所、延長935メートルのブロック塀が学校敷地内にあるが、そのうち問題があるブロック塀16校20か所、延長520メートルの改修工事を令和元年度末までに完了している。熱中症対策についての空調設備整備事業については、これも令和元年度末で全ての小中学校で設置が完了している。トイレ洋式化工事については、平成29年の計画策定時点で洋式化率が

18%であったので、率を上げるため年次計画を立て、今年度は6校の工事をしている。今後も洋式化への改修をしていきたいとのことでした。

学校施設の全体的なことについて、施設ごとの方針等及び今後のスケジュールの説明もありました。方向性として存続する建物は施設更新、規模拡大、また長寿命化などの対馬市公共施設等総合管理計画に掲げている方針のとおり、施設の建て替えや大規模改修、施設規模の拡大、また施設を延命するための改修をしていくという説明でした。

厳原小学校については、昭和38年3月に建てられ、その後、昭和39年から41年にかけて増築され、昭和45年に体育館が落成、築後57年を経過している。平成26年度に屋上に太陽光発電を設置、平成27年度に耐震補強工事、平成29年度にグラウンドの大規模改修工事、平成30年度に空調設備、今年度はトイレの洋式化工事を実施、また、単独事業として平成29年に維持補修のため校舎2階の手すりを改修、平成30年度に屋上の雨漏り防水工事を実施したとの説明でした。

委員からは、スクールバスの運用について、バスが老朽化しているので更新や整備等も含め万全の配慮をもってやっていただきたい。校舎の施設更新については計画性をもって対処していただきたいという意見がありました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） おはようございます。この厳原小学校についてももう少し調査してあったらと思いますので確認したいと思いますが、この報告書では、例えば耐震が27年に終わっていますと、老朽はしておりますという報告でございしますが、そしたらこのまま修理とか改良を加えながらしばらく使っていくという解釈でよろしいのか。それと、報告書の中では照明関係がすぐには取り替えられないんだという報告だけやったんですけども、もしその後、それだけなのか。報告する以上はいつ頃どうするかというところがなけらんと、議会のおる意味はないんじゃないかなと私なりに考えますので、そこら辺がもう少しどう詰めてあったのかだけをお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 1番、坂本充弘総務文教常任委員長。

○議員（1番 坂本 充弘君） まず、校舎の件でございすけれども、校舎は耐震補強工事が完了しているということでございますけれども、まず早急に建て替え等がまだ予定が立っておりませんので、しばらくはこのままでいかなければならないということでございます。そして、古い校舎になっておりますので、ひび割れ等もあちこち見えておりますので、この建物はその先長い間、使用できない予測もしておりますので、できるなら早いうちに計画を立てて予定をしていた

だけないかということで意見もあっておりました。

それから、照明の件でございますけれども、照明も先ほど説明したとおり、足場を組むのが物すごく時間がかかりますので、これももう何灯も消えている状態でありましたので、これ以上、照明等が切れますともう競技できないような状態になってきますので、これもいつまでにということではなかったんですけども、できるだけ早い機会に計画を組んで早急に対応してくださいということで、その場の調査は終わっておりました。

そういう説明でした。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ありがとうございます。今、委員長から報告がありますように、いつになるか分からんという話じゃなくて、いついつまでどうするかというのが報告であるべきじゃなかろうかなど。実際、委員さんも感じてそういうまとめになったと思いますので、これを別の形でも早急にやり替えると、要するにやる気があるかだけの話なんです。毎回話しますけども、ここら辺を委員長、よろしく願いしまして終わらせていただきます。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
2番、伊原徹厚生常任委員長。

○議員（2番 伊原 徹君） 厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。令和2年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年8月4日に佐賀、三根、豊玉南保育所における入所児童数及び保育士の充足率等について、また、地域循環システム推進事業（生ごみ）の今後の展開について所管事務調査を行いました。

当日は、午後1時30分から対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において全委員出席のもと、福祉保険部から扇こども未来課長、阿比留係長の出席を求め、保育所の状況について説明を受けました。

また、午後3時15分から生ごみ等堆肥施設及び対馬市交流センター3階第3会議室において、乙成市民生活部長、舍利倉環境政策課長、双須係長の出席を求め、生ごみ等資源再利用システム

について説明を受けました。

峰町佐賀にある佐賀保育所は、定員40人に対し、入所児童数50人、必要保育士数は5.5人であり、現在、保育士は会計年度任用職員を含めて5人が常勤しています。受入児童数に対して、保育室が不足していることから、現在、遊戯室を保育室と兼用し利用している状況であるとの説明がありました。

同じく峰町三根の三根保育所は、定員40人に対し、入所児童数22人、必要保育士数は2.46人であり、現在、保育士は会計年度任用職員を含めて3人が常勤しています。施設の老朽化に伴う室内の壁のひび割れ等により雨漏りが発生しているとの説明がありました。

豊玉町嵯峨にある豊玉南保育所は、定員40人に対し、入所児童数50人、必要保育士数は6.45人であり、現在、保育士は会計年度任用職員を含めて6人が常勤しています。当施設の中央部にある遊戯室にはエアコンが設置されていないことから、児童のトイレ、手洗いの際など、保育室を開閉するたびに部屋の温度が大きく変化する旨の説明がありました。

委員から、遊戯室を保育室と兼用している状況について、児童にとって遊戯室本来の利用ができるよう、早急に解決すべき必要があること、また、エアコンの未設置についても児童の体調管理に影響することから、建替え等も含め早急に対応すべきとの意見に対し、担当部から、市内の保育所について新たな配置計画を策定予定であり、その中で見直しをしていく予定であるとの説明がありました。施設の状況及び保育士の十分な確保も含めて、利用する児童の現状に合わせた配置計画を検討してほしい旨の意見が委員から併せてありました。

美津島町根緒にある生ごみ等堆肥化施設は、平成27年度に施設整備され、資源循環型社会の構築に向けた生ごみの分別収集、堆肥化を図っています。

生ごみ等資源再利用に係る令和元年度の協力世帯数は2,010世帯、生ごみ回収量は358トンであり、同じく令和元年度に実施した生ごみアンケート調査結果の検証を踏まえ、生ごみの出し方、生ごみ専用ステーションの設置、回収方法について、さらなる協力世帯の増加と生ごみの再資源化による環境意識の啓発に向けて検討しているとの説明がありました。

今後、生ごみの分別回収に関しては、市民の分別意識やリサイクル意識について、効率的に促進するための方策を打ち出していくことを望むものであります。

なお、堆肥化については、現在、長崎県立諫早農業高等学校へ生ごみ堆肥を使用した試験栽培を依頼していること、生ごみ堆肥の定期的な成分分析の実施、特殊肥料として長崎県へ登録申請を行う予定であり、登録後は協力世帯へ堆肥の無償配布を行う予定であるとの説明がありました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（小川 廣康君） 日程第7、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をいたします。

令和2年8月21日、長崎県建設総合会館において、令和2年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたので、議案審議の内容について次のとおり報告いたします。

経過等の報告の後、条例案1件、決算の認定2件、専決処分の報告1件が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

議案審議の内容について、報告をいたします。

議案第10号、長崎県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例は、地方公務員法の規定に基づくサービスの宣誓については、これまで広域連合職員は、派遣元の関係規定を適用していましたが、会計年度任用職員制度が導入されたことを踏まえ、広域連合独自の条例制定が必要となったため、本条例を定めるものであります。

議案第11号、令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,581万5,000円、歳出総額2億2,720万3,000円であり、当年度実質収支額は861万2,000円であります。

歳入の主なものは、市町からの共通経費負担金2億1,680万6,000円、基金繰入金1,067万7,000円、繰越金750万円であります。

歳出の主なものは、職員の人件費及び事務室借り上げに係る経費であります。

議案第12号、令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,345億6,118万1,000円、歳出総額2,301億7,746万2,000円であり、当年度の実質収支額は43億8,371万9,000円であります。

歳入の主なものは、市町支出金が348億2,034万7,000円、国庫支出金が816億6,510万2,000円、支払基金交付金が889億1,401万1,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が2,218億5,307万6,000円で、歳出全体の96.38%であります。

続いて、報告第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができ

ない被保険者に対して、傷病手当金の支給に関する必要な事項を定めるため、当該条例を専決処分したので報告し、承認を求めるものであります。

最後に、議会運営委員の選任についてが議題となり、議長指名により新たに2名が令和2年8月21日から追加選任されました。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第8. 承認第13号

日程第9. 承認第14号

日程第10. 承認第15号

日程第11. 承認第16号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号））から、日程第11、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号））までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 一括上程となりました承認第13号から承認第16号の専決処分の承認を求めることについて、順にその提案理由と内容を御説明申し上げます。

承認第13号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を去る7月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うための臨時特別給付金事業に係る経費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億6,305万7,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとしたものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金を5,000万円計上しております。

次に、歳出でございますが、3款民生費2項児童福祉費で、ひとり親世帯臨時特別給付金4,600万円及び給付に係る事務費を400万円計上しております。

事業の内容につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので御参照ください。

なお、10ページ、11ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、併せて御参照方よろしくをお願いいたします。

次に、承認第14号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を去る7月14日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。この補正は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業及び同感染症の影響によります市内経済の活性化対策事業に係る経費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,355万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億7,661万6,000円としたものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとしたものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など3億8,955万9,000円を計上しております。16款県支出金2項県補助金は、荒廃森林再生事業費補助金2,400万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

10ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費は、島内3高校魅力化向上支援事業補助金70万円のほか、交通事業者コロナ対策支援金交付事業費2,590万円、比田勝博多

航路特別便運航事業費260万円、空き家バンク制度に係るリモートワーク等環境整備支援事業費300万円、自動運転実証実験事業費2,000万円の合計5,220万円を計上しております。

3款民生費2項児童福祉費は、新生児特別定額給付金事業費1,810万円と子育て世帯臨時特別給付金の追加分400万円を計上しております。

4款衛生費1項保健衛生費は、新型コロナウイルス感染予防対策のための啓発事業費、消耗品費及び備品購入費を合わせまして5,063万5,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。6款農林水産業費でございますが、1項農業費は、有害鳥獣捕獲推進事業費496万2,000円を、2項林業費は、原木一時保管経費助成事業費と荒廃森林再生事業費を合わせまして4,534万4,000円を計上し、3項水産業費は、水産業事業継続支援事業費8,200万円をそれぞれ計上しております。

7款商工費1項商工費は、観光業新型コロナ対策協力金事業費9,001万4,000円のほか、島民クーポン券事業費2,330万5,000円、帰省客特典事業費2,500万円、北部対馬コミュニティ活性化事業費1,799万9,000円の合計1億5,631万8,000円を計上しております。

次に、承認第15号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を、去る7月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、本年7月の断続的な豪雨により上旬から中旬にかけて発生した災害に係る応急措置経費などを計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,942万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ346億604万4,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとしたものでございます。第2条地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表地方債補正」によることとし、その限度額を34億8,000万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税を5,665万3,000円を追加しております。16款県支出金1項県負担金は、災害弔慰金負担金187万5,000円を計上しております。22款市債は、災害復旧事業債7,090万円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明いたします。12ページをお願いいたします。3款民生費

4項災害救助費は、災害弔慰金250万円を計上しております。11款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に6,466万円を、2項公共土木施設災害復旧費に4,314万2,000円を、14ページをお願いいたします。4項その他の災害復旧費に1,912万6,000円をそれぞれ計上しております。

なお、災害復旧費につきましてはの参考資料はタブレットに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

次に、承認第16号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を、去る8月4日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。この補正も、7月の断続的な豪雨により、下旬に発生した災害に係る応急措置経費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,599万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ346億6,204万2,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表地方債補正」によることとし、その限度額を35億660万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税2,939万8,000円を追加し、22款市債は、災害復旧事業債2,660万円を追加しております。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。11款災害復旧費でございますが、1項農林水産施設災害復旧費に1,640万円を、2項公共土木施設災害復旧費に1,940万円を、3項文教施設災害復旧費に675万3,000円を、4項その他の災害復旧費に1,344万5,000円をそれぞれ追加しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

また、16、17ページに、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから4件に対する一括質疑を行います。5番、

小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 補正の第5号について、お尋ねをいたします。

1点目は、新型コロナウイルスの感染症対策の備品購入事業の件ですけれども、1,900万の予算措置がされております。今回、市長の行政報告にもございましたけれども、避難者が増えて、そして避難場所も急遽増加したということですが、これだけの避難所を増加した場合、ここ、これまでに備蓄されていた分、あるいはこの5号で購入ができた備蓄の品物で十分対応できるのかどうか、これからまた、そういう、特にコロナの対応ではスペースを空けるということですから、当然、会場数も増えてくると思いますが、これで対応できるのかどうかというのが1点ですね。

それからもう一つは、やはりコロナ対応で、小中高の感染予防対策事業で3密の回避や熱中症の対策で資材購入として780万というのが措置されておりますけれども、これは資材購入という形ですが、具体的にはどういうものかということが分かれば御説明を願いたいと思います。

それから3点目は、補正5号の中の対馬の3高校に対する魅力化向上支援事業というのが組まれておりますけれども、これは具体的にどの高校、どういう内容のようなことが予定されていて実施されたのか、実施されたのか、まだ予定の段階なのか、そのあたり説明をしていただけたらと思います。

それから、4点目は、対馬市帰省客特典事業ですね、このことについては、2,500万予算計上されておまして、2,500人程度を対象にということで事業が現在行われていると思いますが、現時点でどれぐらいの方がこれを申請をされたのかということでお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 小島議員の質問にお答えいたします。

補正第5号で新型コロナウイルス感染症対策の備品購入事業があるということで、今回の購入を含めて、それで必要量として足りるのかというお話でございますが、市長の行政報告のほうにもございましたとおり、こちらの想定をはるかに超えるような避難者が避難所のほうになりました。行政報告の中でも、避難所の運営について、十分な検証が必要だろうというような市長の言葉もございまして、この点は早急に検討する必要があるかというふうに認識しております。

次の、島内3高校の魅力化向上支援事業の件でございますが、従来、対馬高校が、お隣の壱岐市のほうに研修とか学習合宿を実施されていたということで、今回、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、島民、市民の移動自粛という傾向になってまいりました。その中で、島内での合宿を実施したいということで、そのあたりの費用を支援できないかということで、この

事業自体は、対馬高校のみではなく、ここに記載のとおり、島内3高校に範囲を広げた補助の制度でございます。

既に計画もして実施の予定ではございましたが、さらに感染等も拡大していったということで、今回は見送りということになっております。結果的に、宿泊施設を予約をしておりましたので、そのキャンセル料というのが発生しております。その費用については、公費をもって負担させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 小島議員の御質問の4点目の帰省客特典事業についての現在の状況について御説明をいたします。

この事業につきましては、2,500人分の発送予定としておりますけれども、この7月の22日から9月30日までの間に帰省された方が対象と予定をしております。そのうち、この7月、8月になってコロナウイルスの感染がさらに拡大をしております。それで帰省客がキャンセルをされるというものがたくさん発生したことにより、急遽キャンセルをされた方に対しても、ちょっと支援をしようということで追加をいたしましたけれども、現時点での申込者数につきましては、目標2,500件に対して、8月末で通常の申込者が大体300件、そして自粛をされた方に対する部分が50件と非常に少なくなっております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 第5号補正予算における学校の購入品はというお尋ねですが、こちらの説明表のほうには、消耗品と、780万6,000円ということを書いてありますが、内訳としては、第1波の2月から3月、4月ぐらいのときには臨時対応しまして、マスクを石けんをというような形で対応したわけですが、その後、1次感染が収まった時期を見計らって、各学校に調査をいたしまして、各学校から要望が上がってきたものを、今回この補正予算で対応させていただくということで、マスク、消毒用アルコール、フェイスシールド、マウスシールド等の消耗品を購入を予定しております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ありがとうございます。それで、避難所の件は確かに市長行政報告で言われましたように、検証が必要だということですので、今回、9号、10号に限っても、避難所がよく分からないと、それから例えば、美津島を例にとると、当初、文化会館のみでしたよね。それ以外の地区の方は、とてもその難知まで移動するとかできないということで、もう少し避難場所を増やしてほしいと。これは今回、この市長の行政報告がない段階で、私、そういう

声聞いていたもんですから、検証されるということですから、ぜひ御検討を願いたいと思います。

それで、特に今回は、海からの高潮とかということがあって、結構、避難所の中には、海拔1メートル、1点何メートルとか、そういうところとか、あるいは海からの風をもろに受けるところとか、そういうところがあって、やはり避難場所については、よく検討をして、事前に数をやはり確保していくことが必要と思います。

あるところで聞いたら、急遽、台風襲来ということになってから避難所として使いたいという申し出があったけれども、とても対応できなかったのも、自分のところは断ったという箇所も、具体的な名前は挙げませんが、そういうところもございましたので、やはりこれだけのコロナでの密を避けるということからすると、十分な準備をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから2番目の対馬3高校への魅力化事業、これは大変、高校生、あるいは保護者の立場からすると、いい取組をしていただいて、計画していただいたと思っております。いわゆる合宿と申しますか、これで高校生のそういう士気を高める、あるいは学習能力を上げるということでは、いい事業だと思いますけども、今回はいろんな事情で校内に切り替えたとかいうことも聞いていますけども、ぜひこの次以降も、やはり地元の高校へたくさんの生徒が進学するという、そういうのが市の大きな目標にもなっておりますので、有効に、また計画をしていただけたらというふうに要望をしておきます。

それから、帰省客の事業ですね。これ具体的に、今部長のほうから答弁がありましたけど、自粛がかかったことによって、これだけの数しか上がってないということで、このことについては、やはりほかの自治体は、早い段階で、ゴールデンウィークの段階で、対馬出身者の大学生とか若者、特に専門学校の生徒とか、そういう対馬を出ているこどもたちへ支援をしようというのが多かったと思うんですよ。対馬市は、ちょっと後発というか、後からのスタートになったので、帰省客対象にされたんですけどね。当初から、やはり夏休みも帰省しないという方も結構おられたんですよ。

そういう意味では、やっぱり事業の計画の段階で、早い事業立案、そして特に大学生等、自分では稼げない、収入のない、そういう若者たちへの支援というか、そういう視点を持っていただきたいなど。これだけの予算組んだって5分の1に満たないぐらいの数ですからね、ぜひ、またこのことについては事業内容を検討いただいて、ほかの事業でもいいじゃないですか、対馬を離れている若者への支援を、十分何か対応できないかということで要望をしておきたいと思います。

それから学校関係の消耗品関係が上がりましたけれども、やはりこれも各学校の要望を聞いていただいて、品物を入れていただいたということですから、ぜひやっぱりそのあたりは現場の声を十分尊重していただいて、政策打っていただきたいなというふうに要望して終わります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 地方創生臨時交付金の2次、今回、5号補正で水産振興全般に係ることで、市場手数料を6月、7月分の水揚げに関する、これを助成するというふうなことが書かれております。総額8,100万、もちろん水産従事する漁民にとって平等な取扱い、水揚げの実績によって行うものですが、この手数料の一部を支援する一部、この率をもう少し具体的に教えてほしいと思います。

それと、ウエートから言えば、水産振興の市独自の策として、金額は少し低くないかという気持ちを持っております。8,100万、それは、マグロやいろいろありますが、しかし全体的な金額から見て、低いんじゃないだろうかという、私は個人的な見解を持っています。その辺は市長のお話を聞いてみたい。

それともう一つ、これは臨時交付金の使途ではございませんが、観光に、これは島旅滞在型の観光、これを1億5,500万相当の総額、国県、市の負担のもとで、市は3,400万相当を負担するというので、これで対馬に3万人のお客を入れるんだというふうなことが書かれております、見込みで。ただ、金額は私は結構だと思うんですが、東横インの比田勝店、これは観光業者が、この対馬の観光展開を自ら仕掛けるものですから、ホテル等がきちんと契約をしておらないと、その事業は成り立ちません。そうなれば、この計画は、ほとんど下を中心に宿泊するというふうなことで、北部のほうには、余り金が落ちないだろうというふうに思いますが、ここの観光サイドの捉え方、東横イン比田勝店があれば、私は十分そのことは運営しておればですね、休館されておるということで聞いておりますが、その辺のことをどういう認識をしておるか、このことについて2点、お伺いします。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

まず初めの、水産業事業継続支援事業補助金の件でございますが、助成が一部となっているが、その割合はということでございますが、基本的には、手数料の全額を補助する予定にしておりますが、上限を毎月10万円といたしております。

さらに、1か月の水揚げの10万円以上の漁業者の方を対象としております。この10万円と申しますのは、1か月10万円程度水揚げがないと漁業で生計を立てているということはいえないんじゃないかということで、下限として1か月の漁獲高10万円以上の方を対象としているということでございます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 大浦議員の2点目の御質問のところにお答えをいたします。

まず、御質問いただいたのは8号予算に関連しての部分だと思いますけども、あれまた後ほどということになります。

なお、東横イン比田勝のほうにつきましては、9月1日から営業を再開をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、市長に1点、水産振興の中で8,100万という数字は、もっと大きくあってもいいんじゃないかという点です。額は小さくないかということ。そして、観光においては、もちろん北の方が劣勢で厳原港を中心とした宿泊が昨年の実績として挙がっておりますね。非常に全島の観光事業のバランスが、この事業を導入した場合、大丈夫かというふうなことなんですけども、全体が潤うのかというふうな見方をどのように捉えているかということなんです。私は心配しております。厳原港を中心とした、厳原を中心とした、いわゆる観光の展開がなされるだろうという心配をしておりますが、その辺の捉え方をどう思われているか、1点だけ、再度。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 大浦議員の御質問にお答えいたします。

まず御質問の趣旨は、厳原のほうに偏った観光施策になりはしないか、お客さんがそちらに集中しないかというような御質問だったと思うんですけども、現在、コロナウイルスの感染拡大の予防等が心配されているところでございますけれども、島内の観光事業者の方にコロナウイルスの感染予防対策をしっかりとやって、自分の施設であり、施設を安心して安全に皆様をお迎えできますよという体制をとってくださいということで、ひとつ事業をやっているところもでございます。そういった活動の中で、また旅行会社のモニターツアー、そういったものも、厳原だけでなく美津島、そして上対馬のほうの施設も広く紹介をさせていただいているところでございます。

あとは、あとはといいますか、そういう状況の中で、旅行会社、ツアーを組んでいただく旅行会社あたりと事業者の間の折り合いをつけていただいて、上のほうにも東横イン比田勝があったりとか、花海荘、固有名詞を出して申しわけありませんけども、いい施設がたくさんございますので、そういったところをツアーに組んでいただくという意味で、モニターツアー等でも広く紹介をさせていただいているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、今観光交流商工部長のほうで答えましたこの観光の関係でございますけども、対馬市のほうでは、今観光アドバイザーの方に対馬のほうに来ていただきまして、いろいろな面で、まずこの対馬への観光客の誘致関係、そしてまたおもてなしの関係等、いろいろ

ろな面で指導をいただいているところでございまして、この方も、この巖原を中心とした地域だけではなく、全島的に視野を入れて動いていただいているところでございます。そういう面で、今後、またこの国内客の誘致等につきましては、力を入れてまいりたいというふうに思っております。

それとまた1点目の水産業の事業継続支援事業で、今この水揚げ手数料の助成をしていこうということで、8,100万円の予算、そしてまた事務費で、合わせて8,200万円の予算を組んでいるところでございます。この予算が少ないのではないかとというようなことでございますけども、まず、今現在は2か月間を予定をしております、これがまだもう少し必要というようなことになってくれば、その状況を見ながら支援期間の延長も視野に入れてやっていこうというようなことで、担当部のほうとは話をしているところでございます。予算的には、少ないときには、もしかしたら増額する可能性もありますけども、まずこの予算をいっぱいいっぱい有効に活用していくことを視野に入れているところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 1点お尋ねします。5号補正や6号専決の分ですけども、交通事業者コロナ対策支援交付金事業と観光新型コロナ対策協力金事業は別々に上げられております。観光の協力金事業については、そこに説明が詳細に書かれておりますが、貸切バス・タクシーとあります、運輸業、この金額を、どの程度支出されているのか、1台当たり、または1社当たり、または1人当たり、根拠があろうと思いますので。

それと、当初の交通事業者の部分なんですけども、対馬空港と書かれております。これは各便ごとに1日当たりこれだけ、200日の2分の1出しますよということですね。これは対馬空港に各便ごとに感染症対策を実施していれば出すという意味合いにとれるんですけども、こんなに金額がかかるのかなど。

もう一つは、経営支援金ですけども、乗合バス事業者につき、1台45万出されてますけども、この乗合バスと、先ほど言いました観光事業の協力金事業の関係ですけど、この貸切バス・タクシー、ここら辺との兼ね合いが、私の知る限りでは、少しバランスが悪いんじゃないかと考えておりますが、その数字を示された根拠を教えてくださいませんか。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの長郷議員の御質問にお答えいたします。

交通事業者に対する補助金の基礎となる数字でございますけども、車の定員に応じて、基本となる単価を設定をしております。定員が4名以下の車につきましては2万円、定員が5名から10名の車につきましては1台4万円、そして定員が10名以上の車につきましては1台6万円

という基本額を設定をして、台数に応じて協力金を御支援しているところでございます。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 長郷議員の質問に対してお答えいたします。

まず、交通事業者のうちの対馬空港の分でございますが、これは感染対策をとっていただいているということで、200日間8便ということの計算で、その2分の1を支援するとしております。

続きまして、乗合バスにつきましては、県の単価と同じ単価を使っております。1台当たり30万円で支給をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 県の単価30万、乗合バスのが。これ予算額45万と書かれているんじゃないかな。45万掛け40台になっていると思うんだけど。

それとですね、それは後で結構です。観光協力の運輸業の方々に、確かに基準はそれなんでしょうけども、これって国の基準か何か定めがあるんですかね。国の基準の定めがあるんでしょうか、交付金に対する。特別交付金の範疇で出されるわけでしょうから、もちろんそこら辺も加味しなくちゃならないから理解できますが、タクシーでしょう、2名以下というのは、2万円。これって逆に言えば、個々で観光事業者に出すのか、タクシー会社とか貸切バス運輸業は、今まで本市の観光のために尽力された部分でもあるんで、逆に言えば、コロナ対策支援金交付事業のほうでカバーすべきじゃないかと。そうすると、金額の単価も、もう少し見ることが可能になるんじゃないかと私は考えて質問させてもらっています。何で、あえてこの2つの事業に振り分けたのか。これは1回限りなのか、次回もまだ長引けば、今後もそういう考えをお持ちなのか、その2点、教えてください。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの長郷議員の御質問にお答えいたします。

まず、対象となる4名以下の車につきましては、タクシー、そしてレンタカー等が対象としているところでございます。

なお、基本となる単価4名以下の場合は2万円ですけども、こちらにつきましては、市独自の基準で、国等の資料を参考にということはございません。

以上です。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 失礼しました。先ほどの乗合バスの単価の件でございますが、この専決予算を計上した段階では、この資料に示しておりますとおり、45万円で計上し

ておりました。その後に、県のほうの単価が示されたものですから、今回実施段階では、県の単価に合わせようということで30万円としております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。これは要望として聞いていただきたいと思いますが、タクシー、レンタカー、こういった事業をされている方、大変経営苦しいと思うんですよ。もう少しそこら辺は今後の検討の中で、その経営が成り立つ金額をやるわけにはいかんでしょうけども、余りにも4名以下2万円というのは、どこか巖原から比田勝まで走れば2万円以上かかるわけですから、そう考えると、もう少し分厚い手当を検討要望して終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件について、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから4件について、一括して討論、採決を行います。4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号））、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号））、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号））、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号））の4件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。再開を11時45分からいたします。

午前11時32分休憩

午前11時44分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第12. 報告第4号

日程第13. 報告第5号

日程第14. 報告第6号

日程第15. 報告第7号

日程第16. 報告第8号

日程第17. 報告第9号

日程第18. 報告第10号

日程第19. 報告第11号

○議長（小川 廣康君） 日程第12、報告第4号、令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから、日程第19、報告第11号、令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの8件について報告を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました報告第4号から報告第11号までの8件につきまして、順に提案理由とその内容を御説明申し上げます。

報告第4号から報告第9号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告するものでございます。

資料は、別冊となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、報告第4号、令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてでございます。厳原愛育会は、昭和49年に設立され、平成26年4月に公益財団法人に移行しました。令和元年度の運営の状況でございますが、平成31年4月から佐須へき地保育所1か所の運営を行っております。

同年7月1日現在では、入所定員30名に対し21名の入所で、月別では最大28名までの受入実績がございます。

次に、報告第5号、令和元事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。

当法人は、平成14年3月に設立され、平成18年10月、対馬市交流センターの開設以来、同センターのテナント管理、交流センター駐車場の管理運営、交流センターにおける施設管理などを主な業務として行っております。

本事業年度における商業施設の1日当たりのレジ通過人数は約2,776人、公益施設、商業施設を合わせた全館の1日当たりの来館者数は約3,052人となっております。韓国入国観光客の減と感染症拡大の影響から軒並み減というふうになっております。

次に、報告第6号、令和元事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。

当社は、峰町に本所を置き、美津島町、上県町に事業所を配置し、対馬市の農業の活性化を図り、事業を展開しております。主な事業といたしましては、農作業等の受託、水稻、ソバ、飼料作物などの栽培事業、畜産経営、堆肥などの生産・販売、指定管理によりますそば道場、対馬ふるさと伝承館の管理運営などを行っております。

次に、報告第7号、令和元事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告についてでございます。

当社は、旧豊玉町振興公社の事業を引き継ぐとともに、商社機能を付加し、昨年7月に新工場を稼働し、対馬の地域資源を生かした島内外の流通促進や販売拡大に取り組み、対馬製品の需要拡大をもって市勢の発展、振興に寄与していくための事業を行っております。

次に、報告第8号、令和元事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。

当社は、対馬海域の沿岸漁業の振興発展に寄与するため、公益事業としてアワビ、赤ウニ、サザエの種苗の生産事業などを行い、安定的な確保、供給に努めております。

次に、報告第9号、令和元事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告についてでございます。

当協会は、平成15年に設立、平成26年4月に一般財団法人へ移行し、対馬と海外諸国との友好親善の推進を目的とし、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際協力に関する事業を展開しております。

主な事業としては、韓国内における対馬の総合窓口として釜山広域市に対馬市釜山事務所を開設し、2名の現地職員を雇用しており、韓国における観光PR事業、対馬観光レセプション in 釜山、そのほか各種交流事業などに対する連絡調整、通訳などを行っております。また、そのほかにも国際人育成事業、韓国料理教室事業などの事業も展開をしております。

以上、6法人につきましての経営状況報告でございます。これらの経営状況報告の質疑につきましては、それぞれの所管部長において答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第10号、令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告についてでございます。議案書25ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費に係る継続年度が終了した事業について報告するものであり、平成29年度対馬市一般会計当初予算及び補正予算（第2号）におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました対馬クリーンセンター基幹改良事業、平成29年度対馬市一般会計補正予算（第7号）及び平成30年度一般会計補正予算

(第7号)におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました農林水産振興施設建設事業及び平成30年度一般会計当初予算、令和元年度一般会計補正予算(第10号)におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました雑知中学校校舎増築事業につきまして、議案書26ページから28ページにかけましての令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告書のとおり継続費の精算を報告するものでございます。

続きまして、報告第11号、令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

議案書29ページをお願いいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。監査委員の意見書につきましては、別冊となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標で用いられます。

議案書29ページ、中段の健全化判断比率の表中、実質赤字比率は、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、実質収支が赤字でないため、この数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象といたしました実質赤字の標準財政規模に対する比率でございまして、連結実質収支が赤字でないため同様に数値はございません。

次の実質公債費比率は、一般会計などが負担する借入金の元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率でありまして、5.8%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、18.1%でございます。また、次表の資金不足比率につきましては、公営企業会計におきまして資金の不足額がないため、数値はございません。

健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、早期健全化団体、さらに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生団体となります。

本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であるというふうに言えます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○議長(小川 廣康君) 報告が終わりました。これから、8件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 栽培漁業公社の件でお尋ねをいたします。

ここに収益事業と公益事業が報告に出されておりますが、生産量が計画生産量に達していないということの説明をなされておりますが、この栽培漁業公社の今後の在り方、これについての検討をどのように進められているのか。といいますのは、アワビ、赤ウニ、サザエ、これを放流されておるところですが、ここは、磯焼けとの関連がございまして、なかなか思うような成績が上がっていないんじゃないかと。

これは、あくまでも公社の実績報告ですから、この推移でここはこことしてよしとしますが、市全体と考えたときには、こういった磯焼けの対策等種苗を作る側の関連性、ここには、有機的に結びついていかないと、幾ら公社が財産をいっぱい持っているからといっていつまでも野放しに運営していったらいかがなものかと考えますが、この生産量、計画生産に対する実質の生産量及び出荷量が年々落ちているというように見受けられますが、すみません、アコヤ貝だけは別です。これは、へい死がありましたので延びておりますけども、こういったふうに長年、栽培公社としてやってきているわけですから、そこら辺の感覚はお持ちだと思っておりますが、今後どのようにこの栽培公社のありようを考えてあるのかをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。栽培漁業振興公社の件でございますが、毎年2,000万程度の運転資金の取り崩しが発生しているところでございまして、これについては先ほど議員も御指摘されましたように、磯焼けが主な原因でございまして、以前は、各12漁協のほうからアワビ、サザエ、ウニ等の種苗を購入していただいていたところでございますが、現在、磯焼けによりまして、サザエについては何とか根づくということで購入はあっておりますが、アワビについてはなかなか購入があっていないということでございまして、アワビについてはちょっと大きいやつについては何とか生きる可能性もあるということで、大きい貝を育てることも検討はしておりますが、余り大きくなり過ぎても売れない場合も出てきますので、そういう場合については公益財団法人でございまして、直接販売ということができませんので、その分については、一旦廃棄をした形で破棄した分を販売するといった形ができなかつたということで、現在、県のほうと協議をしているところでございます。

あと、このサザエ、アワビ、ウニに代わる種苗といたしまして、現在、ヒジキとかそういう海藻の養殖もしているところでございまして、だんだんちょっと増えている状況でございまして、あと、カキの養殖も現在進めておりますので、今後また増やしていきたいということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

アラメとかヒジキとかも磯焼けのいい対象物です、魚の、なかなか難しい部分はあるんですけども、今、言われたように生産はしても出荷していない出荷残がいっぱい発生しているわけです、毎年。

だから、ここら辺は、今、おっしゃったような形でされるのか、私が提唱してます赤ウニについては、陸上養殖方法を公社そのもので検討される。これは、あくまでも種苗生産が主な組織ですけれども、そこを一つ踏み越えて陸上で栽培をする方向を、これは、公社としてじゃなくて市の水産振興の在り方として御検討していただきたいと強く要望したいと思います。

もう一点ですけど、農業公社のほうなんですけど、農業公社、島山、美津島事業所のほうですか、アスパラガスは市の振興作物にも関わらず、農業公社は手を引きました。年数がたったかどうか知りませんが、農業公社のアスパラガス生産はゼロになっております。これはいかがなものかと私は思います。

そして、もう一点、同じ地区でビニールハウスを持っておられました。以前、個人でやられた、菊栽培か何かやられた分だと思うんですけど、これも野放しです、ここ何年か。問題は何かあるんでしょうけども、こういったハウス施設、鉄骨ハウス施設は、今、建てるとなると、あのクラスを建てるって何千万かかります。

もうそういった分、設備投資を改めてする必要もないかと思うんですけども、ある施設ですからもう少し有効に使うように、幾ら別の団体であっても市として指導されるべきだと考えておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。

アスパラガスの栽培がされていないということでございます。それと、ビニールハウスの今使われていないということで、今後の利活用ということでございますが、この件については、農業振興公社のほうとまた協議を進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） これ、公社が運営する主体ですので、そちらとよく協議されて、あのまま放置したらさびていってほしいないです。もし、公社が使う予定がなければ、一般の農家の人に公募をして施設を使わせる方法もあるわけですから、少しそこら辺は検討していただかないと、私がいつも言っている、農業公社に何で毎年出資するんだという部分がまだ解決できていないのは私の心の中にあるものですから、そういった部分を含めると、もう少ししっかりした農業の在り方を立て直していただいて、ほかの農家の見本となるような経営をぜひ希望しておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。ありませんね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号から報告第11号までの報告を終わります。

暫時休憩します。昼食休憩とします。再開を1時ちょうどといたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第20. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

○議長（小川 廣康君） 日程第20、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告を行います。教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 日程第20、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について御説明させていただきます。

報告書の4ページを御覧ください。

教育委員会の責任体制の明確化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、教育に関し、学識経験を有する者の知見を活用し、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。

教育委員会では、対馬市教育方針を柱とし、市の総合計画に沿った組織目標を立て、具体的な事務事業に取り組み、各事務事業が効率的、友好的に実施できているのか、自己点検及び評価を行い、その報告書を作成いたしました。

教育に関し、学識経験を有する方の知見の活用については3名の方に依頼し、所見をいただいております。

評価できる点として、5ページからの記載になります。

教育委員会の活動及び管理執行事務に関し、会議録を広報誌に記載したこと、総合教育会議の定期開催、学校統合に係る関係者との十分な協議など、4項目について所見をいただいております。

教育長に委任された事務については、学校教育に関し、6ページより、各教職員等の研修の開催、不登校児童生徒対策など、7項目、社会教育に関しては、8ページからになります。

日本の宝、島交流支援事業などの体験学習の充実、文化財の見学会の実施など、8項目について所見をいただいております。

一方、改善を要する点として、10ページからです。

島内の高校への進学率の減少について、懸念とその原因を探り、高校との連携が必要ではないか。また、不登校児童生徒対策として、カウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣回数が増を検討してほしい。

学校施設、教職員住宅、社会教育施設に共通して、いずれの施設も老朽化しており、危険防止や雨漏り対策等、緊急を要する維持補修に迅速に対応してほしいなど、9項目の御意見をいただいております。

なお、13ページからは、項目別の活動内容及び点検評価のコメントを記載しております。いただいた所見を真摯に受けとめ、今後の取組、方向性を再考し、より一層、市民皆様に信頼される効率的な教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会の点検評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、報告いただきましたので、特に、委員会自体が評価された分と、そしてまた、学識経験者の方々が、いわゆる所見を出してありますので、そのことを絡めながら、確認、お尋ねを幾つかしたいと思います。

まず、全体として、私、毎年見せていただいている中で、対馬市の教育評価については、すごくきめ細かで、具体的に委員会自体が評価してありますし、そして、学識経験者の方々も丁寧な、いわゆる評価の話し合いをされて、ほかの自治体の評価の報告と比べても、対馬市の評価は、具体的でよりよいものを目指そうという姿勢というのは読み取れますので、その点は評価をしたいと思います。

たくさん項目はあるんですけど、私も一般質問させていただいたりとか、それから、いろんな学校現場から聞いた声のを中心に、6点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目は、ページでいくと16ページ、文化財の指定の関係で、対州馬と、それから、姫神山の砲台跡を指定をされましたですね。これは大変、島を知ってもらうためには好ましいことだったと思っております。

この中で特に、姫神山の砲台跡は指定をしていただいて、やはり、市民の方々も関心を大変持たれたし、島外からもよく訪れてあるということで承知をしておりますが、文化財に指定した後の活用で、具体的な何か取組があったなら、やっぱり、委員会自体がそういう取組をされたこともあるでしょうし、ほかの部局がされたこともあると思いますが、そういうことがあれば御紹介

ください。

それから2番目は、22ページの教育支援センターの発足、活用についてですけども、これは、以前はボランティアの会で運営していただいたのを、これは、今の教育長さんになられてから、いわゆる市のほうで直接動かそうということで、市の機関として動いているわけですが、この利用者が、1年間で延べ126名ということになっています。

このことについては、不登校関係のことと関係したり、ひきこもりのことに関連をするんですけども、延べ126名というのが小学生、中学生それぞれが、いわゆる不登校は存在するんですけどもね、具体的に、ここに足を運んでいる人が何名ぐらいいるのか。

これは、小中分けたりすると特定されたりするからということで、委員会、なかなか公表してないんですけどね。およそ概数でも結構ですから、何名の方で延べ126名なのかということをお尋ねをしたいと。

それから、不登校の人たちの中でも、ここに通所しているというか、通っている人たちは、ある意味ではひきこもりじゃないで、少し明るい兆しがあって、学校にも登校できるようになったということもたちもいますけども、そうじゃなくて、いわゆる、全くここにも出てこれない子どもたち、これは、ひきこもりという言葉で言っているかわからないんですけどね。そういう子どもたちが結構おるということで、学識経験者の方々も、このひきこもり状態の子どもたちへの対応で、スタッフを増加したらどうかと。それから、予算も増加したらどうかという提言をなさっていますですね。そのことについて、教育委員会としては、今後どういう取組をされるつもりかということですね。

それから、3点目は、26ページの教職員住宅の空いていることについての市長部局への移管をして、民間の方々にも住んでいただくという取組が、ここ数年展開されているんですが、ここ3年ほどの移管した数と、実際に入られた人の数がわかれば御紹介ください。

それから、4番目は、地域子ども教室という名称。

以前は、放課後子ども教室ということで運営されていたんですが、国の制度の名前が変わって、地域子ども教室が行われているんですが、これ今、3小学校区で行われているんですけど、以前質問をしたときに、これをほかの校区、地域にも広げたいということの答弁があっていたと思うんですが、ここ1年間、あるいは含めて、そういう広める取組をなさったかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、今度はこれは、いわゆる、学識経験者の方々から提言があっているんですが、これ、一般質問でもさせていただいたんですが、小学生にも1人1台のタブレット整備を行ったらどうかという提言があっています。

私、一般質問させていただいて、市長あるいは教育長のほうから、そういう取組はしたいんだ

がということで、なかなか市単独では難しい面もあるから、国あたりに働きかけを今後していきたいということを聞いています。そういう答弁がありました。

そして、県下の市長会あたりでも、先日あった中でも、国のほうへ、この財政的な措置をお願いしようというのがマスコミで報道されましたけど、そのあたりは取組が進んでいるのかどうか。去年のこういう提言と併せて、委員会のほうで答弁いただければと思います。

それからもう1点は、小学校、中学校に介助員でたくさんの人を配置していただいている、これ、現場で大変助かってありますよね。

ただ、介助員の方々は教員免許がなくて、一般の方々も、大変たくさん応募されていられるんですけど、研修会が年に1回というふうに聞いています。

ただ、この研修会の感想として、終わった後も自分たちで相談をしたりとか、情報交換をしたというふうな記述がありましたので、この介助員の方々の研修会をまだ増やす考えはないか。年1回から、あるいは年2回ぐらいにする考えはないのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） まず、1点目の姫神砲台に関連してですけれども、当教育委員会の予算ではございませんが、市長部局のほうにおいて、進入路の整備をさせていただいております。その件で、詳細は把握できておりませんが、ある程度のところまで整備ができるというふうに聞いております。

それと、2点目の教育支援センターの具体的な中身ですけれども、法律の定めにより、この報告書を作成して、議会に報告するとともに、公表するというふうになっております。

22ページの記述については、これ以上の記述はすべきではないと判断しておりますので、具体的な人数等については、この場での発言は控えたいというふうに思います。

それから、3点目のカウンセラー、ソーシャルワーカーの件ですが、これについては、県のほうで2名の雇用を考えているということですが、現実、1名の対応になっております。

これとは別に、ソーシャルワーカーのほうについては、市のほうで予算を計上して、お願いをしているところですが、人員確保ができておりませんので、この辺の拡充については、なかなか現実的には難しいというような状況でございます。

それから、教員住宅の数についてでございますが、現在、183戸の教員住宅がございます。このうち、一般の方には、元年度現在、42戸貸し出しをしております。

それから、他課への移管ですけれども、令和元年度は1戸、平成30年度に10戸の移管をしております。平成28年度については、しまの力創生課の移住・定住促進住宅のほうへ、これは

3戸移管ができております。

それから、放課後子ども教室の件につきましては、学校等にも聞き取り並びに調査を行いまして、やりたいよという学校も現実には存在をしております、結果はまだ実施には至っておりませんが、必要性を感じているよというところはあるんですけども、なかなか、実際の実施に当たっては、人材がいなかったり、いろいろな諸問題があつて、まだ実現には至っておりませんが、校長会、教頭会、学校との懇談等を通じて、随時お願いをしている現状でございます。

それから、1人1台の状況についてでございますが、これについては、議員の御質問にも何度も質問をいただいたところでございます。

これに関しては、令和2年度に、コロナの関係もありまして、国のほうが、緊急に1人1台というような形で予算付けをされた、GIGAスクールというような名称で出ているわけですが、現実的に、対馬市の方式で言いますと、なかなか、国の補助に乗りにくいという部分もありますが、文科省のほうと今、協議をしております、これについても、一定の方向性が見えるのではないかなというようなことも聞いておりますので、そこと併せて今後の整備状況、1人1台にというような国の方針でございますけども、果たして、1人1台がいいのかということも含めて、今後検討をしているところでございます。

それと、介助員についての配置でございますが、ほぼ、学校からの要望の介助員については、配置ができていると考えております。

ただ、今言われましたように、研修会の開催については年に1回ということもありますけども、今年度に限りましては、コロナの影響等もあつて、全体で集めてということになると、百数十名の人間がおりますので、地区を限定してとか、いろいろな方法を考えながら、研修会等についてはやれる方向で実施を考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ありがとうございます。

それです、文化財関係は、これは多分、活用となると市長部局のほうとの関連が大きいから、ぜひ、文化財を活用するという意味で、今後ぜひ、連携取りながら進めていただきたいということをお願いを一応しておきたいと思っております。

それから、教育支援センターの取組と、それから不登校、ひきこもりの件ですけど、これはやはり、部長今、数は何名が利用しているというのは公表しないという線で動いているということなんですけどね。やはり、そのことは、だれか学校名を上げろとか、学年を特定してとかいうことじゃないわけですから、やはり、広く知ってもらうためには、何名の方々が足を運んで、それから、足を運ばない人はどれだけおると、そのことがはっきりすることによって、スクールカウ

ンセラーやソーシャルワーカーの力を借りるとか、それから、市の体制を、もっと予算を増やしてどうかするという意味で公表をすべきだと思うんです。

何もこれ、プライバシーとか、情報公開に反するわけじゃないわけだから、やはり、全体の数がどれぐらいいて、それから、増えてますよ、減ってますよということは公表すべきだと思うんです。

なぜかという、教育振興基本計画、平成29年の3月につくってありますよね。この中には、主要施策の3として、こう書いてありますよ。自己実現を目指すこどもの育成として、不登校児童生徒の数値目標として、平成27年は小学校で6名、中学校で19名と具体的に挙げてあります。推進計画の中に。そして平成32年には、いずれもゼロを目指すと書いてあるわけですよ。

だから、大元の教育振興基本計画には具体的に挙げていながら、こういう年度を変化しているかということについては公表できませんというのはね、何か、筋道合わないという気がします。公表すること、個人が特定できないようなプライバシーを守りながら、やはり、そういう概数的なことはぜひ出していただいて、予算獲得等をしていただきたいなど。

特に、やはり全く出ていけない子どもたちには家庭訪問なりする方策とか、それから、相談員を増やすとかのいろんなことをしないと、そのままでは、なかなか支援センターにも出てこれない。もちろん、学校にも不登校のまま続くということがあります。

それと、数としては、私もここでは、委員会があえて言われないから私も言いませんけども、ゼロにはなっていないですよ。平成25年、26年のところが底をついて、それからまた、増えていますもんね。だからやはり、これはそういう意味での対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、教職員住宅のことについてはもう、具体的にありましたので、触れません。

それから、地域子ども教室についても、希望している校区が、地区があるということですから、これもぜひ、やはり実現していただきたいなど。これはまた、福祉のほうとも関連があると思いますから、学童がないところについては、保護者が、やはり安心して働けるためには、いい例が、大船越小学校区がこれずっと動いて実績を上げて、大変歓迎されているわけですから、それを増やすべきだというふうに思います。ぜひ御検討をお願いをしたいというふうに思います。

それから、介助員の研修については、やはり、一斉に集まらなくても、学校現場で、校長先生方とか教頭先生とか担当の先生が、やっぱり、よく世話されて、面倒見られてね、そういうことで、介助員の方々がやはり安心して、現場で仕事ができるという、そういう体制をつくっていただけたら、介助員の方々が安心して、現場で子どもたちと接することができるんじゃないかなというふうに思います。

ということで、ぜひ今、評価を含めてのことで、学識経験者の先生方の意見も踏まえながら発

言をさせていただきました。

それから、タブレットの件については、これはまた、一般質問のときにでも、また別の機会に取り上げて、ぜひ、小学生にも1人1台を早急に実現していただきたいということは触れて、一応終わらせていただきたいと思います。

委員会のほうの答弁で、子ども教室の再編と、それから教育支援センターのことをちょっと御答弁あれば答えてください。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 教育支援センターに関しては、人数につきましては延べ人数で御勘弁願いたいと思います。

それから、不登校児童生徒に対する取組ですけれども、既に、担任の先生であるとか養護の先生であるとかを中心に、家庭訪問等はしておりますし、また、そこにスクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーにもかかわっていただいて、できるだけ登校に向けた取組は、随時各学校で進めております。

スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの人数増ですけれども、対馬の中にそういう資格を持った方が見つからないというのも1つあります。予算的にも、スクールソーシャルワーカーにしても持っているんですけれども、スタッフがいないということで、今のところ、1名で多忙な業務をこなしていただいております。

今後も、不登校児童生徒に関しましては取組を進めていきたいと思っておりますし、不登校児童生徒も、平成30年度までは30名台いたわけですけれども、昨年度、これが、教育支援センターの開設と重なったかどうかはわかりませんが、昨年度は、不登校児童生徒の数が20名前半になっております。これにつきましては、また今年度以降も、関連性を見ながら、教育支援センターのスタッフについても充実を図っていきたいなというふうに思っています。

それから、地域子ども教室に関しましては、以前、議会でも取り上げていただいたときに、その後、各学校にアンケートをとりました。そうすると、数校から、開設をしてほしいという要望はあったんですけれども、開設に向けた世話をしてくれる人材の確保が進まなくて開設に至っていないというふうな部分もありますので、そういう、援助をしてくださる、支援をしてくださるスタッフの確保に、今後努めていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 教育長から御答弁いただきましたのでね、その2点だけ、もう一回触れさせていただきたいと思います。

教育支援センターのことについては、今、具体的に、やはり今、不登校のこどもの数もね、お

よその数をおっしゃいましたけどもね、やっぱり数も出して、今みたいにして、そして、足を運べない子どもたちに対する今後の見方は、いわゆる、報酬が高いスクールソーシャルワーカーとか、そういう資格の、高い報酬を払わなきゃいけない人だけじゃなくて、OBの教職員とか、地域でやっぱり、よく世話をしてくださる方とかね、いろんなタイプの方がおられると思うんですよ。

やっぱり、教育支援センターの、今は1人の方が専任ですけどね、そのあたりのスタッフの充実をぜひお願いをしておきたいなと思っています。

それから、もう1つの放課後子ども教室、今は地域子ども教室ですけど、これも、そういう希望があるなら、ぜひ近いうちに実現をしていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 小島議員さんの関連になりますが、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

この教育点検評価というのは、評価されている部分は、まだまだ、どんどんどんどん伸ばしていただいて、改善をしていくところがあるということです、2点ほど、少しお尋ねをしたいと思います。

私も一般質問いたしました、対馬島の郷土芸能大会、これが復活をされるか、また、何か、これにかわる開催はできないかというような改善はどうでしょうかというようなあれがなされております。

それと、もう1点ですね。そこをどういうふうにするか、されるあれがあれば、このようにこうしていきたいというような方向性があれば、お知らせをしていただきたいと思います。

これについて、30回ということでありましたが、市長のほうも、30回で終わるんじゃないかと、まだ何かの方法で、今後も進めていかなければいけないというような答弁もございましたので、そこら辺も踏まえて、改善していかれる点があるなら教えていただきたいと思います。

それから、郷土館、資料館の整備等についてということも、改善の要望がっております。

私も考えるんですが、やはりこの資料館、郷土館、どこにどういうものがあるかというのも、市民の皆さんもわかりづらいような点が多々あるかというふうに思うんですが、やっぱり、こういうものを、今後やはり観光と一緒に取組んで、資料の作成とか、そういうものにもう少し力を入れていただいて、わかりやすく、だれでもが勉強できる施策を考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の改善。

また、建物、この文化財等も非常に老朽化して、いろいろ問題が出てきているというふうに思

いますが、そこら辺も、この評価の中には入っているというふうに思います。

非常に難しいところがいっぱい出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、この改善点について、2点お尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 郷土芸能大会が29回で中断をしたということは非常に残念なことですけれども、今年、盆踊り保存連合会というのを立ち上げました。そのメンバーにも、郷土芸能保存会の会長さんにも入っていただいて、そういう対馬の伝統文化をどう守っていくか。特に、盆踊りを中心としたものをどう守っていくかということで、今年、連合会を立ち上げております。

その中でも、保存会長にお願いをしました。これを契機に、毎年とは言わないけれども、継続をされるような方向で考えていただけませんかというふうなことをお願いをしております。また、子どもたちのそういう伝統文化に対する発表の場も、何らかの形で設けていきたいなというふうに今、案を練っているところです。

それから、資料館等に関しましてはもう、今のところ、具体的な方向性は出しておりません。博物館の落成に併せた形で、今後どういう形で活用していったら効率的かということは、検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 郷土芸能については、そのように保存会の方々と協議をしながら、教育長が言われましたように、何かの方法で協力ができるようにやっていくというのが一番ベターじゃないかなというふうに思いますので、今後も協議をされながら進めていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、この資料館ですが、博物館建設が終わりましたら、そこで、今度は、そこと併せて資料館も整備をしていくというような方向性は持っていますということですが、やっぱり、博物館の観光客、厳原・美津島の皆さん方、上ではそういうところは峰でございますが、そこら辺と併せて、市民の皆さんが平等に学習ができるようなところを、博物館から次というような感じでやって、つくっていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで教育委員会の報告を終わります。

日程第21. 認定第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第21、認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見書を添えて、議会の認定を求めますのでございます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略をさせていただきます。

また、決算内容の質疑につきましては、それぞれ、担当部長が答弁をいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

正副委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控室に招集いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

.....
午後1時44分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に山本輝昭君、副委員長に大部初幸君が決定いたしました。

日程第22. 認定第2号

日程第23. 認定第3号

日程第24. 認定第4号

日程第25. 認定第5号

日程第26. 認定第6号

日程第27. 認定第7号

日程第28. 認定第8号

○議長（小川 廣康君） 日程第22、認定第2号、令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第28、認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました認定第2号、令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和元年度対馬市介護保険別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6件の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を添えて、議会の認定を求めます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略をさせていただきます。

また、決算内容の質疑につきましては、それぞれ担当部長が答弁をいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま議題となりました認定第8号につきまして、御説明申し上げます。

認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見書並びに事業報告書等の関係書類を添えて、議会の認定を求めます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから、7件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第8号までの7件は、配付しております決算審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩いたします。再開を2時ちょうどからいたします。

午後1時49分休憩

午後1時58分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告が遅れましたけれど、大部初幸君から午後からの早退、そして齋藤久光君から、ただいま早退の届出がっております。

日程第29. 議案第62号

○議長（小川 廣康君） 日程第29、議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業2億212万3,000円、災害復旧事業3億5,240万8,000円、厳原港国際ターミナルビル建設事業3,054万6,000円の計上や、対馬博物館建設に係る継続費の変更が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億469万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351億6,673万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条継続費の補正は、継続費の変更を8ページ、9ページの「第2表継続費補正」によるものとし、博物館建設事業に係る事業費の増額、事業期間及び年割額の変更をするものでございます。

第3条債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を、8ページ、9ページの「第3表債務負担行為」によることとしております。

第4条地方債の補正でございますが、地方債の変更を、8ページ、9ページの「第4表地方債補正」によることとし、地方債の限度額を33億6,990万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税2,189万2,000円を追加しております。

13款分担金及び負担金は、有線テレビ加入負担金などを追加し、15款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金は、災害復旧費国庫負担金1億5,680万円の追加、16ページをお願いいたします。2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億497万8,000円などの追加などによりまして、2億2,375万2,000円の増額となっております。

16款県支出金でございますが、2項県補助金は、輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金1,232万円の計上、有害鳥獣被害防止対策事業補助金5,010万円の追加、ながさき森林環境税補助金1,260万円の追加、合板・製材生産性強化対策事業費補助金1,392万8,000円の減額、18ページをお願いいたします。農林水産施設災害復旧費補助金8,675万円の計上が主なものでございます。

17款財産収入は、市営林等に係る立木売払収入279万5,000円を追加しております。

18款寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る寄附金52万1,000円を計上しております。

19款繰入金でございますが、合併振興基金1億7,000万円の減額は、対馬博物館建設事業費の年割額の変更に伴うものでございます。

20款繰越金は、前年度剰余金2億3,878万2,000円の追加でございます。

20ページをお願いいたします。

21款諸収入は、地域活性化支援事業助成金100万円を追加しております。

22款市債は、各種事業費の計上及び増減に合わせての補正が主なものであり、合計で1億3,670万円を減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

22ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、1目一般管理費は、7月豪雨被災地支援のための旅費327万円など、職員派遣経費を追加しております。

5目財産管理費は、集会施設の修繕料や上対馬庁舎の改修費用などを追加しております。

7目企画費は、対馬市SDGs推進事業費として544万3,000円の計上、対馬市3高校文化・スポーツ指導者招聘事業支援業務委託料311万3,000円の計上、CATV設定業務委託料940万7,000円の追加でございます。

24ページをお願いいたします。

住んでよし・訪れてよしのまちづくり応援事業補助金として、1,200万円の追加、航空事業者経営支援負担金3,830万円の計上、交通事業者事業継続等支援事業奨励金1,000万円の計上、飲料産業・6次産業化交付金1,232万円の計上が主なものでございます。

2項徴税費は、税制改正などに係る電算システム改修委託料及び市税還付金の追加でございます。

3項戸籍住民基本台帳費は、マイナンバー制度に係る電算システム改修及び個人番号カード事務負担金の追加でございます。

26ページをお願いいたします。

3款民生費は、3項生活保護費における国費精算返還金7,485万6,000円の計上が主なものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費1目保健衛生総務費における水道事業負担金1,876万1,000円の追加、2目予防費における新型コロナウイルス感染症予防のための消耗品費、テレビ会議システムの構築費用、備品購入費の計上が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

6款農林水産業費でございますが、1項農業費は、3目農業振興費における農林業体験型施設運営継続助成金300万円の計上、有害鳥獣捕獲補助金7,540万円の追加が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

2項林業費は、間伐等作業委託料1,829万2,000円の減額、しいたけ生産活動継続支援補助金1,300万円の計上、有害鳥獣捕獲支援事業補助金1,200万円の計上が主なものでございます。

3項水産業費は、2目水産業振興費における餌材料費966万円、マグロ養殖出荷調整支援事業費補助金3,200万円の計上が主なものでございます。

4目漁港建設費につきましては、漁港間の事業費の組替えが主な補正内容となっております。

32ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費は、3目観光費における歴史資産活用事業委託料120万円の計上、(仮称)朝鮮通信使資料館整備工事費594万7,000円の追加、サイクリングイベント実行委員会補助金414万7,000円の減額、しま旅滞在促進事業費負担金3,497万7,000円の計上が主なものでございます。

8款土木費でございますが、2項道路橋りょう費は、次の34ページをお願いいたします。3目道路新設改良費における市道津柳女連線道路災害防除事業費1,008万6,000円の計上が主なものでございます。

4項港湾費は、2目港湾建設費における厳原港国際ターミナル建設事業費3,054万6,000円の計上が主なものでございます。

36ページからの10款教育費でございますが、主な補正内容は、2項小学校費における修繕料382万9,000円、38ページをお願いいたします。維持補修工事費541万7,000円及びその工事に係る設計監理委託料103万1,000円の追加、3項中学校費における修繕料307万7,000円の追加、4項幼稚園費における維持補修工事費186万6,000円の追加、5項社会教育費1目社会教育総務費における対馬ギターフェスティバル開催事業委託料450万円の計上、2目公民館費における維持補修工事費739万5,000円の追加、40ページをお願いいたします。3目文化財保護費における対馬藩関連遺産群保存活用計画策定支援業務委託料1,321万9,000円の減、博物館建設事業の継続費年割額の変更などによる博物館費4億3,427万9,000円の減額でございます。

42ページをお願いいたします。

11款災害復旧費でございますが、7月豪雨による被害施設の本復旧に係る経費が主な内容であり、1項農林水産施設災害復旧費に1億5,125万円、2項公共土木施設災害復旧費に2億115万8,000円を計上しております。

なお、44ページから47ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員(15番 大浦 孝司君) 実は危機管理のことで、この予算の金銭的な関連というのはございません。ただし、このことにつきまして昨日、一般の方々、そうではない立場の方から意見がございまして、このことを議会の中で問うてほしいということがございました。

危機管理となれば総務部の所管でございます。そして、予算の執行については消防費の防災対

策費を使うということで総務課長からお聴きしております。そういうふうなことで関連の関連で申し訳ないんですが、特に台風第10号、昨日、その前の日、9日の日から避難所に、市長の報告の中に、52か所に1,500人が避難したと、近年まれな数字であると。ここでいろいろな問題も生じて後に整理する必要があると、こういう報告をしてありますので、私はこのことにつきまして身体障害者の方から、このようなことを聞きました。

自分たちは、この一般の避難待機所に行くことができないというふうなことで、そういう惨めな目に遭って、その夜は非常に怖い思いをしたと。これは付添いの方の御意見でございますが、これは一体どういうことであろうかと。一般市民、そして身障者の立場として、きちんとした扱いをしてほしいというような御意見でございました。私は身障者の皆様への対応については詳しくは分かりません。

今朝、危機管理の担当者のほうへちょっと電話を入れました。本来はきちんとしたことで対応せにゃならんというふうなことであるという言い方をされましたが、今回そういうふうな手続きをきちんとしておらないような話もされましたが、このことにおいて総務部長でも市長でも結構ですが、一般の方々の待機所への誘導、避難の誘導、そして身体障害者の適用をどのように扱ってきたのか、今回どうなのか。本人は非常に悔しい思いであるというふうな意見ですから、この場で一度ただしてくれんかということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

障害を持つお方の避難所の利用について、御本人が大変苦慮されているというようなお話でございました。その方の障害の程度等が把握できませんので詳細な答えになるかどうかは分かりませんが、一般論というか、うちの今の危機管理体制のことについて説明をさせていただこうと思います。（「1級ということでございます」と呼ぶ者あり）はい。

総務の担当にも朝、電話をしたということでございますが、一定の手続がなされていないから云々という話でございました。恐らく障害1級をお持ちの方であれば、障害関係のサービスを利用できるはずでございますので、そのような災害が迫っているときは受入施設等にケアマネ等を通じて調整をされれば、そういう対応が可能になるかもしれません。施設のキャパの問題もありますので、全てが受け入れるかどうかは分かりませんが。

ただ、私どもとしてちょっと対応に苦慮している部分というのは、社会福祉協議会に委託をして要支援者名簿を整備・更新をさせていただいておりますが、個人情報等の関係でなかなかその名簿登載を承諾いただけない、障害をお持ちだけれど、そういう名簿登載の理解・承諾を頂けない人なんかがいらっしゃるようでございますので、そういう人をどういうふうに避難所に誘導するかという非常に大きな問題がございますが、大浦議員の今のお話の方であれば、そのような

サービスを利用していただくこともできるかと思います。

そして併せまして、市といたしましては、二次避難所として市内の老人福祉施設等と協定を結んでおります。二次避難所でございますので一旦は一次避難所のほうに避難をしていただいて、長期の避難になる場合にそういう場所ではなかなか避難所生活は難しいと、そういう場合は二次避難所へ移すというような内容の協定はございますが、その線上の中では今、大浦議員がおっしゃった部分は即対応というのは非常に難しい件でもございますので、その辺りは関係施設等ともう少し前向きな方向で検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 1級の内容もいろいろあろうかと思いますが。介護の方がおらにゃならんという、介護というのは通常の場合よりも重いということです。例えば、1級で体が不自由でそんなに動けない中で、付添いに行けば一緒に一般の避難所に行くことが可能であれば、その場合は部長、どうなんでしょうか。私が言うのは、本人もやはり行こうと思ってそういうような行為をしたけれども、どこかでそうではないよというふうなことがあったかもしれません。

だから、私が言いますように、それなら福祉のほうと事前に行く場所はきちんとした協定を結んでおるから行けますよということであれば、それらの指導がなかったということで本人は落胆しておるわけですよ。その辺は緊急時ですから、やっぱり人の面倒を瞬時に見ていかないかん。言われなかったから知らなかったじゃなくて、やっぱりその辺をこの際よくよく、どういうふうな対応がなされたかちゅうのは聞き直しましたが、そこまでは聴いておりません、何も。言うてくれということやから言うただけであって。

それで、もう一回、部長、言いますが、付添いの方が介護じゃなくて、ちょっと足が不自由とするでしょう。一緒に体育館のほうに行って、その一般客と同じどこか一部で退避するということは、これはできないのですか。私は、そんなことは問題ないと思うんですが。そういうことは大事でしょうが、緊急性を要しているわけですから。それから、不自由であるけれども、付添いがおればトイレも一緒に連れていくとかいうことであれば一般の施設でもいいんじゃないですか。

ところが例えば、おむつをせにゃならんとか、非常に病気がちであったという重体な方でその責任は取れんと、これはよく分かりますよ。だから、福祉のほうのルートに結びつけてくれんかという言い方ですから、それもよう分かりますが、その誘導がなかったんでしょね。ないから結局は簡単に言えば、人権の無視じゃないかという言い方に、極端に言えばなりますから。これは今からでも遅くないですから、きちんとしましょうや。

だから、その辺は受け入れをやっぱりしてやらないかんですよ、即。これがなかったという感じで非常に残念がっておりましたので、対応についてはチェックをせん限り、ここでやり取りし

でもできませんが、その重体な方であれば福祉施設の協定書の中で、そこに退避する、これは可能。軽ければ、付添いがおってトイレも一緒に行ける方であれば一般の施設に、例えば体育館に連れていくということも可能であると思うんですが、いかがですか。それさえ聞ければ私はいいと思います。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいまの大浦議員の質問にお答えいたします。

介助者が同行すれば通常の避難所でも利用可能ではないかという質問でございますが、それはお見込みのとおり、可能でございます。ただ、施設によって今、体育館という例を挙げられました。体育館であれば、その進入というか、室内まで入っていただく方法というのは容易にできると思いますが、施設によっては避難所が2階にあるとかそういう場合もございますので、それは個々に対応することになるかと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 4款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策事業の車両整備分ですけれど、この説明によりますと軽症者の搬送用に6台の乗用車を買うということが予算要求されて1,991万9,000円上がっております。

まず、確認したいのは、この説明によりますと、病院以外の療養施設までの搬送を行う車を買いますという説明ですが、この療養施設とは何を指しておるのかと。それと6台ということですので、その配置先なり、それを運転管理する部署はどうなるのか。

それで、単純にいけますと、これは330万円ぐらい1台するわけですけれども、その特殊な車両なのかどうか。コロナ以外の利用も考えられるかどうかという含みは持たせながらの今の3点の疑問を抱えておりますので、よろしく説明ください。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 長郷議員の質問にお答えいたします。

まず、療養施設とは何を指しているのかということでございますが、ニュースとかテレビ報道でもう既に御承知のことかと思っておりますが、病院内での治療ができなくなった場合というか、病院のベッドが満床になった場合、軽症者・無症状者については、近隣の宿泊施設であるとか、そういうところに他の自治体も療養施設という形で設けておりますので、軽症者・無症状者を中心にそのような事態が発生した折には搬送用として使用したいと。

配備先はどのようにということですが、6台ということで、こういうことがあってはならないというふうに考えてはおりますが、南北に長いこの対馬の地形で仮に感染者が、言うならパンデミックといいますか、そういう状況になったときに至るところから医療施設なり、ここに書いてある病院以外の療養施設に搬送しなければならないという事態が起こったときに、その地区地区

から出動できるような態勢でということで6台を考えております。

内容、その車両の仕様につきましては、既に一部のメーカー等が通常の乗用車等に陰圧装置、そういう部分を装備して一部の保健所に寄贈したりして、それを活用されてということでございますので、イメージ的にはそのように考えております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 配備に6台とあるんですけども、使うことがないように願うばかりなんですけれど。だからといって6台って、いささかという気がします。

それで、その最後の説明がちょっと分かりませんが、ほかの自治体では保健所等に寄贈されていますよと、そのように考えていますという、ちょっと濁したような説明になってしまったんですが、まともに取れば対馬の保健所に6台やりますよちゅう捉え方をされるので、そうじゃないでしょう。対馬は縦に長いから、だから極端にもう私の勝手な想像ですけども、各センターに置くとか、消防署のどこか一角に置くとか、そういった技術的なものがあるかと思っておりますので単には言えませんけれども、6台ということを見るとかなりの管理が伴うわけですよ。それをこのコロナ専用だけで使うということでは、少し考える必要があると思ったものですから、お尋ねをしているところなんです。

もう一つは、宿泊施設とおっしゃったけれど、対馬市は宿泊施設と契約をされているなら、そういう表現になるでしょう。いきなり、出たからお願いしますという話ではないと。それで、軽症者は分かるけれど、無症状者も対象になるという説明だったけれど、普通は無症状者をこういう公的車両で運ぶ、無症状であるかどうかの確認がどこで取れるのかという、今の医療機関の態勢からすると無症状であるかどうかの確認は取りにくいんじゃないかと考えるものですから、ちょっと疑義に感じているところです。改めて、その宿泊施設の契約と無症状者の取扱い。配置先はいいです。その2つについてお聴かせください。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 療養施設の契約のお話でございますが、療養施設の準備は長崎県のほうで対応するという事になっておりますので、準備はできているというふうに、その態勢は取れているというふうに伺っております。（「無症状者」と呼ぶ者あり）

説明がちょっと足りませんでした。当然、無症状者の判断という部分は医療機関での診断を受けた後での結果でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 中身は聞かせていただきましたので、ここで止めておきますが、一般質問でもさせてもらいますので、そこら辺の準備はよろしく、前もって通告させていただきます。終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 1点だけお尋ねします。

これは、しまづくりのほうの担当になっていると思いますが、対馬3高校の文化・スポーツ指導者招聘事業というのが計画を立てて動き出しているようでございますが、これは次年度、令和3年度の入学者を対象にして動き出しているのか。それとも、まだ準備段階でどの年度から適用できるのか分からないのか、その辺りをお答えください。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 小島議員の質問にお答えします。

3高校の文化・スポーツ指導者の招聘事業です。こちらはただいま業務の内容を委託しまして、全国いろんな事例があるかと思えます。その雇用形態とか、対馬での雇用形態の整備、人材の募集等の手続、そういったものの整備をということで今回は考えておりますので、来年からすぐできるかどうかというのは、はっきりとここでは言えないと思えます。学校からも、こういったものが必要かといった希望も今取っております。そういった中で人材もあれば、すぐ来年からできるでしょうし、難しい面もあるかと思えます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 大変新しい試みで、これは市長の2期目の公約等にもあった中からの事業化だろうと思うんですが、今からこういう委託料等が組まれていますので、いろんなシステムを考えたりするわけでしょうから。

中学3年生の進路の決定とか、そういうことからいくと次年度、令和3年度の入学者はもう間に合わないのか、あるいは間に合うのか。それによって子どもたちの進路決定の条件が違ってくように思うんですが、その辺りは教育委員会、学校現場との連携等は必要になってくるんですけど。その辺りを中学生の運動部、スポーツ関係で限って言えば、いわゆる特待生の声かけとか、これは多分10月1日からの解禁になっていたと思えます。そういう中で、次年度に間に合うのか間に合わないのか、それだけをちょっと尋ねたかったんです。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 次年度となりますと、なかなか人的にも難しいかと思っています。今からコンサルに委託をしまして、いろんな結果が出るのが年度末で、この人材につきましては、次年度から配置できるかもしれませんが、募集に関してはこの人が来ますというのは、まず今の段階では無理なのかなと考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 先ほど申したように、これはやっぱり教育委員会あるいは中学校関係との連携が十分必要ですし、また高校3校の連携も多分必要になってくるんだらうと思いますので、現場と教育委員会と連携を十分取っていただいて、よりよく機能できるような予算化、事業化をしていただきたいということで要望しておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

日程第30. 議案第63号

日程第31. 議案第64号

○議長（小川 廣康君） 日程第30、議案第63号、令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）及び日程第31、議案第64号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第63号、令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、三根診療所の消防設備改修、本年4月から直営となりました佐賀診療所の施設改修が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,026万9,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は10ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を158万4,000円追加、5款繰

越金は、前年度繰越金を84万7,000円追加しております。

次に、歳出について御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費11節需用費に、診療所の施設修繕料として243万1,000円を追加しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第64号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、水道局所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収入で一般会計負担金と水道施設移設補償金の追加及び資本的支出で建設改良費の追加によるものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとし、第2条で、令和2年度対馬市水道事業会計予算第4条本文括弧書き、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,753万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,398万円、当年度分損益勘定留保資金2億1,379万2,000円、減債積立金3,357万円、建設改良積立金8,618万9,000円で補填するものとする。」に改め、1款資本的収入3項負担金を1,876万1,000円追加し、4項補償金1,260万円を追加し、資本的収入の総額を3億1,438万6,000円とするものでございます。また、1款資本的支出1項建設改良費2,642万5,000円を追加し、資本的支出の総額を6億7,191万7,000円とするものでございます。

第3条で、予算第9条第4号中「9,902万5,000円」を「1億1,778万6,000円」に改めるとするものでございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金の補正は、一般会計負担金1,876万1,000円の追加で、水道管の布設替え等に対する建設改良費負担金でございます。4項補償金1目補償金1,260万円の追加で、県道及び市道の道路改良等に伴う水道施設移転補償金でございます。

次に、1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の補正は、美津島町管内などの安定的な水の供給を確保するため、地下水源調査委託料の計上と水道管の布設替え工事及び補償工事とし

て2,642万5,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第64号、対馬市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。まず、健康づくり推進部関係の議案第63号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、水道局関係の議案第64号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

2件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第63号、令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第65号

日程第33. 議案第66号

日程第34. 議案第67号

日程第35. 議案第68号

日程第36. 議案第69号

日程第37. 議案第70号

日程第38. 議案第71号

日程第39. 議案第72号

日程第40. 議案第74号

○議長（小川 廣康君） 日程第32、議案第65号、対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例から、日程第40、議案第74号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの9件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第65号、対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例は、しまづくり推進部所管の議案でございますので、その提案理由について御説明申し上げます。

議案書47ページをお願いします。

地域審議会でございますが、市町村の合併の特例に関する法律第22条で、合併関係市町村の協議により期間を定めて合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに地域審議会を置くこととされており、対馬市では設置期間を10年間と定めておりましたので、合併から平成25年まで旧6町に地域審議会を設置し、毎年2回の地域審議会を開催してまいりました。

法定設置期間10年が経過した後の平成26年度からは市民基本条例に基づき、上・中・下の3地区に地域審議会を設置し、その設置期間を令和2年3月31日までの6年間としていたところであり、その期間が満了しましたので本条例を廃止するものでございます。なお、地域審議会に代わる市民からの意見を聴取する場といたしまして、新たにしまのみらいづくり懇話会を設置することといたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第66号から議案第69号までの議案につきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容につ

きまして御説明申し上げます。

まず、議案第66号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の2ページから4ページを御覧願います。

本条例は、本市において家庭的保育事業を実施する上で、設備及び運営に関する基準を定めた条例でございますが、今回の改正は厚生労働省令の一部を改正する省令に基づき所要の改正を行うものでございます。

その主なものは、家庭的保育事業者等による卒業後の受皿の提供を行う連携施設の確保に関連した改正と、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる対象に関する基準について、その一部を改正するものでございます。なお、附則において施行日を公布の日からといたしております。

続きまして、議案第67号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の5ページを御覧願います。

この条例は、本市において放課後児童健全育成事業を実施する上で、設備及び運営に関する基準を定めた条例でございますが、今回の改正は、厚生労働省令の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員となるために必要な研修の実施者に係る範囲を拡充するため、所要の改正を行うものでございます。なお、附則において施行日を公布の日からといたしております。

次に、議案第68号、対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の6ページを御覧願います。

提案理由でございますが、本条例は、保育所の施設などの利用に伴う利用者負担額について必要な事項を定めた条例でございますが、今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する用語を整理するため、所要の改正を行うものでございます。なお、附則において施行日を公布の日からといたしております。

最後に、議案第69号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の7ページから44ページを御覧願います。

本条例は、本市において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する上での基準を定めた条例でございますが、今回の改正は、その基準の一部を改正する内閣府令の公布に基づき、所要の改正を行うものでございます。

その主なものは、条文中の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める用語の整理が主なものでございます。

また、その他の改正といたしましては、特定教育・保育施設の運営に関する基準に係る13条

の利用者負担額などの受領について、特定地域型保育事業者の運営に関する基準に係る42条の特定教育・保育施設などとの連携について、43条の利用者負担額などの受領について、51条の特別利用地域型保育の基準について、52条の特定利用地域型保育の基準について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。また、附則において3条を削り、4条以下を1条ずつ繰り上げ、施行日を公布の日からといたしております。

以上、議案第66号から議案第69号までの提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました議案第70号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

新旧対照表の45ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、農山村公園等条例により地域住民の触れ合いと交流の場として整備しておりました、ふるさと農村広場の敷地が中心市街地に近く、県道に面していることから、消防、救命活動の利便性に優れている適地として、消防署北部支署、上対馬出張所の庁舎移転先に選定され、その庁舎を建設するに当たり、ふるさと農村広場の用途を廃止する必要がありますので、今回、条例より削除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第71号及び議案第72号は、観光交流商工部所管の議案でありますので、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、議案第71号、金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、新旧対照表46ページ、47ページを御覧願います。

今回の改正内容は、株式会社十八銀行及び株式会社親和銀行が令和2年10月1日に合併することに伴い、対馬市中小企業振興資金融資条例及び対馬市中小企業創業資金融資条例にありますが金融機関名を合併後の金融機関名に改めるものでございます。

第1条では、対馬市中小企業振興資金融資条例第2条第1項中、「株式会社十八銀行支店及び株式会社親和銀行支店」とあるものを「株式会社十八親和銀行」に改め、第2条では、対馬市中小企業創業資金融資条例第2条第1項中、「株式会社十八銀行支店及び株式会社親和銀行支店」とあるものを「株式会社十八親和銀行」に改めるものでございます。なお、附則で施行期日を令和2年10月1日からといたしております。

次に、議案第72号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表48、49ページを御覧願います。

今回の改正は、美津島町大山584番地1に位置するあそうベイパークのパットゴルフ場を廃止するため、同条例別表第2の、あそうベイパークの部、「パットゴルフ場9ホール」の項を削除しようとするものでございます。

本施設は、平成6年に整備され、供用開始から26年が経過しており、老朽化に加え、ここ数年利用者がほとんどいないことから廃止をしようとするものでございます。なお、廃止後は、対馬の放牧場として利用する予定でございます。なお、附則で、施行期日を公布の日からといたしております。

以上、簡単でございますが議案第71号及び議案第72号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第74号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道局所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書81ページをお願いいたします。

今回の補正は、地方公営企業法の改正により、条例の定めがない限り資本的収支不足額の補填財源として使用された積立金は、未処分利益剰余金に振り替えられることとなっており、現状では現金の裏付けがない未処分利益剰余金が生じることとなります。よって、減債積立金及び建設改良積立金を使用した場合においては、資本金に組み入れることを条例で定め、実際の現金としての未処分利益剰余金の額を明確にするため、第5条に第4項を追加するものでございます。

新旧対照表は58ページを御参照ください。なお、附則で施行は公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第74号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第65号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第66号から議案第69号までの福祉保険部関係条例の4件について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第70号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第71号及び議案第72号の観光交流商工部関係条例2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第74号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております9件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。9件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから9件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第65号対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。時間が押し迫っておりますので、3時20分からといたします。

午後3時07分休憩

午後3時19分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第41. 議案第73号

○議長（小川 廣康君） 日程第41、議案第73号、対馬市立博物館条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま議題となりました議案第73号、対馬市立博物館条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集の71から79ページ、新旧対照表は50から57ページを御覧ください。また、参考

資料2の2から43ページに、同条例施行規則及び関係様式を添付しております。

現行の対馬市立博物館設置条例では、対馬市立博物館の名称及び位置、実施する事業に関する規定を定めていましたが、施設の管理運営等に係る規定を追加して定めるため、「対馬市立博物館設置条例」の全部を「対馬市立博物館条例」に改めるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、第1条では本条例制定の趣旨を規定し、第2条では本施設の設置目的、名称、所在地について規定しており、対馬博物館を本館とし、厳原町国分1430番地に建設予定の対馬朝鮮通信使歴史館を分館とすることを規定しております。第3条で本施設で実施する事業について、第4条から第5条で配置する職員及び職務等について、第6条で観覧料について、第7条から第11条で施設及び設備の使用に関する事項について、第12条から第13条で資料等に対する特別な利用に関する事項について、第15条及び第16条で観覧料等の還付及び減免について、第17条及び第18条で損害賠償等について、第19条で使用及び特別利用時における職員の立入りについて、第20条で委任に関する事項を定めています。

なお、附則で、施行期日を公布の日からといたしております。

また、参考資料2の2ページ以降に、施行規則を掲載しております。施行規則では、博物館の開館時間を午前9時半から午後5時までとし、休館日を毎週木曜日及び年末年始の12月28日から翌年の1月3日とすること、そのほか施設設備の使用時における申請方法及び遵守事項、観覧料等の徴収や還付、減免の方法、資料の寄贈、寄託、使用方法について定めております。

以上、簡単でございますが議案第73号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 1点だけお尋ねします。

第15条の減免についてですけれども、市長が特別の理由があると認める場合は、その全額または一部を減免というふうに読み取ったんですけれども、これはどういう場合を指しているのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの小島議員の御質問にお答えいたします。

第15条の観覧料等の還付ということで、このただし書の、「市長が特別の理由がある」ときという、どういう場合が想定されるかという御質問だと思いますけれども。ここは、観覧料等の減額あるいは免除という規定は、施行規則のほうにもうたっておりますけれども、いろいろな場合が想定をされると思いますので、規則等で定めていて、それでまだできないケースも出てくるんじゃないかなと思うんですけれども。そういう場合に、必要に応じて市長が判断できるもの

として、こういうただし書の規定を記載をさせていただいております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 博物館の学習教育的な機能という面から考えて、小中学生あるいは高校生の観覧といいますか学習、授業の場合等、個人で行く場合はいわゆる料金は取るケースは多いと思うんですが、学校とかあるいは社会教育団体等で集団で学習する場合とかは、普通、一般的に減免というのが取られていると思うんですが、そういう意味合いですかね。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの小島議員の御質問にお答えいたします。

施行規則の第16条は、今、御確認できますか。タブレットのほうで。参考資料の2のほうに（「参考資料のほう、どこですか。何ページ」と呼ぶ者あり）2のほうになりますけれども。

施行規則の第16条のほうに観覧料の減免ということで規定をさせていただいております。こちらで、条例で定めている観覧料に対し、対馬市民の方は110円減額をしますと。そして、さらに小中学生、高校生等につきましては学校教育法等で、学校授業等で博物館にお見えになるときは全額免除しますよと、そういう規定をこの第16条のほうに設けておりますので、島内の授業等で博物館を利用されるときは、言い換えれば、ただになりますよということでございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ありがとうございます。いや、そのあたりがちょっと説明だけで読み取れなかったもんだから、確認をさせていただいたわけです。

小中学生がということですが、高校生は減免の対象にはならないという解釈なんですかね。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 高校生のほうも入っております。

○議長（小川 廣康君） いいですか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 小中学生じゃなくて、高校生も学校の教育活動、学習活動としての場合は減免というふうによろしいんですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第42. 議案第75号

○議長（小川 廣康君） 日程第42、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例を議題としま

す。提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書83ページをお願いいたします。

本条例は、犯罪被害者に対する市及び市民の責務などを明らかにし、被害者とその家族らが受けた被害の早期回復や生活の再建を図るとともに、被害者等に対する問題を社会全体で支援し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としております。

条例の内容について御説明を申し上げます。

第1条で目的を明らかにし、第2条でこの条例における用語の定義を定めております。第3条では市の責務について、第4条で市民の責務を、第5条で、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減のため見舞金の支給について規定をし、第6条で福祉サービスなど日常生活の支援、第7条で居住の安定、第8条では、市民の理解増進のための広報及び啓発について、第9条は、犯罪被害者等の支援の対象外となる場合について規定をしております。第10条では、条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めることができる旨を規定しております。

なお、附則で、施行日を公布の日からとしております。

また、条例第10条で委任をしております規則において、遺族見舞金の額30万円、重傷病見舞金の額10万円を定め、そのほか支給対象者、申請手続の方法などを規定をしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第43. 議案第76号

○議長（小川 廣康君） 日程第43、議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま議題となりました議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画は、しまづくり推進部の所管でございますので、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書87ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております11辺地のうち新規計画が、巖原町下原辺地、峰町佐賀辺地、上県町伊奈辺地、上対馬町豊辺地の4辺地で、変更計画が、巖原町巖原辺地、美津島町雞知辺地、今里辺地、賀谷辺地、豊玉町横浦辺地、塩浜辺地、上県町佐須奈辺地の7辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容を、新規計画から順に御説明いたします。

88ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。

まず、下原辺地でございますが、林道シワカウ線開設後の時間経過に伴い、橋梁の劣化が進み、剝離による鉄筋露出が発生し、車両の安全通行が確保できないおそれがあるため、橋梁の補修工事を行い、通行者の安全を確保する計画でございます。

次に、89ページ、佐賀辺地でございますが、平成14年度に導入した高規格救急自動車が老朽化しており、市民の生命、身体を守るための救急業務の安全及び機能の低下が懸念されることから、新たに車両を購入する計画でございます。

次に、90ページ、伊奈辺地でございますが、市道仁田志多留線は、上県町檜滝を起点に一級市道中山線と連携して上県町佐護に至る道路で、上県町内の一般国道382号を補完する唯一の幹線道路であります。現道は沿岸部を通る路線で、荒天時や台風時には護岸からの越波により道路が通行できないため、本路線の整備により、車両通行の安全の確保を図る計画でございます。

次に、91ページ、豊辺地でございますが、鰯浦園地の木柵及び通路が破損し危険なため、改修工事を行うとともに、観光バスやレンタカーで慢性的な駐車場不足が発生しており、接触事故等多発していることから、新たな駐車場を整備し、利用者の利便性向上と安全性の確保を図る計画でございます。

続きまして、変更計画について御説明いたします。

まず、92ページ、巖原辺地でございますが、消防署に平成11年度配備の消防ポンプ自動車は、経年劣化により故障し、交換部品調達はおろか現行代替品での修理も不可能となっております。本地区は道路狭隘な住宅密集地域が多く、現有の中型車以上での消防車両では災害地域へ進入ができないため、車両を更新し、市民の生命、身体及び財産を守るために計画を追加しております。

次に、93ページ、雞知辺地でございますが、林道専用道雞知焼松線開設事業の令和2年度分の設計を行ったところ、当初の計画より工事延長が伸びたことによる事業費の変更でございます。

次に、94ページ、今里辺地でございますが、消防団拠点施設建設事業において設計を行ったところ、当初に見込んでいたものより本工事費が増えたため、事業費の変更を行うものでございます。

次に、95ページ、賀谷辺地でございますが、林道専用道賀谷塩浜線開設事業の令和2年度分の設計を行ったところ、当初の計画より工事延長が伸びたことによる事業費の変更でございます。こちらは、次ページ、横浦辺地、その次のページ、塩浜辺地も同様の理由で変更いたしております。

最後に98ページ、佐須奈辺地でございますが、平成7年度に導入した危険物施設、車両及び船舶火災等の特殊災害対応の化学付消防ポンプ自動車が老朽化しているため、車両を更新し、消防機動力の向上を図る計画を追加しております。

以上で、議案第76号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第44. 議案第77号

日程第45. 議案第78号

○議長（小川 廣康君） 日程第44、議案第77号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（今里地区）及び日程第45、議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（榎滝地区）の2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ただいま一括議題となりました議案第77号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（今里地区）の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の99ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧美津島町が事業主体で施工しました西海漁港整備事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を美津島町今里字在家に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、議案書101ページの位置図に青色で表示している部分でございます。また、議案書102ページと103ページの、字図及び求積平面図に着色表示している部分で、美津島町今里字在家291の7、291の13、294の1から294の3まで及び295の1地先で、面積が6,897.96平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが議案第77号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（檜滝地区）の提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

議案書105ページをお願いいたします。

議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（檜滝地区）でございますが、本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧上県町が事業主体で施工しました上県総合運動公園整備事業に伴い、運動公園用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上県町檜滝字汐壺、同字段山、同字シカノヲサキに編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、議案書109ページと110ページの、字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上県町檜滝字汐壺688、689、699の4、701の4、710の3から710の6まで、710の8、711の2地先並びに701の4及び711の2に隣接す

る道路地先並びに字段山728の32、728の34、728の59及び659+712+728の1+728の2+728の5+728の6+728の9から728の12まで+728の21から728の25まで+728の第2+728の第3+728のイから728のハまで+728のホ+728のへ第1から728へ第4まで+728のト+728のチ第1+728のチ第2+728のリ+735+736のイ+736のロ+737の1+737の2+741の1+741の2+743の4から743の7まで+743の9+743のニ+道路地先並びに字シカノヲサキ716及び1116地先で、面積が4万6,541.39平方メートルの土地でございます。

なお、「+」表記は国土調査において筆界未定地となっているところでございます。

以上、簡単でございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、2件について一括して討論、採決を行います。

議案第77号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（今里地区）及び議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（檜滝地区）の2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

日程第46. 議案第79号

○議長（小川 廣康君） 日程第46、議案第79号、財産取得契約の締結についてを議題としま

す。提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま議題となりました議案第79号は消防本部所管となりますので、その提案理由と内容を御説明いたします。

本議案は、財産の取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の111ページをお願いいたします。

参考資料を112ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、本署に配備の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、最新の機器を搭載した同車両を更新配備しようとするものでございます。

今回購入しようとする車両は、本署管内で発生する火災事案に対して機動力を有し、特に狭隘な路地への進入を余儀なくされる火災現場において、効果的な運用ができる車両でございます。

入札につきましては、去る8月11日に、18者による指名競争入札を執行しましたところ、14者の辞退があり、参加4者による入札を実施した結果、福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役梁瀬義行氏が4,180万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した4,598万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を8月12日に締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが提案理由とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第79号、財産取得契約の締結について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第47. 諮問第3号

○議長（小川 廣康君） 日程第47、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります棧原馬佐敏氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますので、後任として主藤繁明氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願います。

主藤繁明氏は、厳原町にお住まいで、平成25年2月に対馬市役所を退職されました。これまでの行政経験等を生かして、地域コミュニティーの衰退、世代間交流機会の減少等により、問題を抱えている高齢者や子どもたちが取り残されない社会づくりの一端を担うべく、人権問題の解消に熱意をお持ちです。

候補者は広く社会の実情に精通され、人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい人材でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は主藤繁明氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は主藤繁明氏を適任とすることに決定をいた

しました。

日程第48. 陳情第2号

○議長（小川 廣康君） 日程第48、陳情第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件は、配付の陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前10時から厚生常任委員会の付託案件の審査を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時55分散会
